

【商業登記規則 61 条 4 項の印鑑証明書に関する情報】

年度	所要の記名 押印の有無	商登規 61IVの印鑑証明書に関する情報	印鑑の提出の手 続に関する記述
H25	有 ※1	無 ※3	有 ※2
H24		答案作成に当たっての注意事項に、「議事録に押印されている印鑑は、全て市区町村に登録されている印鑑である。」と記載されていた。	
H23		司法書士の聴取記録に、「当該取締役会の議事録には、Aの登記所提出印鑑が押印されている。」と記載されていた。	
H22		取締役会の議事録に、「以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役全員が次に記名押印する。」と記載されていた。 ※4	無
H21		司法書士の聴取記録に、「取締役会議事録には、すべて個人の実印が押印されていた。」と記載されていた。	
H20		取締役会の議事概要に、「甲野一郎は、管轄登記所に届けられた印鑑を押印していない。なお、管轄登記所に届けられている印鑑についての改印届は提出されていない。」と記載されていた。 * 甲野一郎は、重任した代表取締役である。	
H19		司法書士の聴取記録に、「登記の申請書に押印すべき者として、従前は、甲野一郎のみが登記所に印鑑を提出していた。」と記載されている。 * 甲野一郎は、退任した代表取締役であり、取締役等の資格を有しない。	
H18		無 ※3	

※1 答案作成上のその他の注意事項に、「登記申請書の添付書面については、(中略)、所要の記名・押印がされているものとする。」と記載されている。

※2 答案作成上のその他の注意事項に、「登記申請に伴って必要となる印鑑の提出の手続は、適法にされるものとする。」と記載されている。

※3 従前の代表取締役が退任し、取締役等の資格を有しないことから、取締役会に出席しておらず、届出印の押印がないことを示す出題手法が採られている。H19の出題手法も、これに近いといえる。

※4 当該取締役会の議事録は、新設分割株式会社に関するものであるが、答案用紙に新設分割株式会社に関する新設分割以外の登記を記載する欄はなかった。